



電力小売全面自由化に伴う契約トラブルにご注意ください!

これまでは地域の市場を独占してきた既存の電力会社に加えて、ガス会社・携帯電話会社・コンビニエンスストアなどが新規に参入し、3月末には全国で266社が小売電気事業者として登録されました。

電力広域的運営推進機関のまとめによると、4月1日時点での新規参入の電力会社に契約を切り替える予定の家庭は、全国で103万2300件、中部電力管内は5万7300件で契約数全体に占める割合は0.75%で、全国平均の1.65%を下回っており、静かな出足となっています。

その状況の中、電力小売全面自由化に便乗した訪問販売で「将来は電気代が2倍になる。太陽光発電システムが得だと強引に400万円を契約させられた。」(30代男性)「80万円の電気温水器を買わされた。」(70代男性)などのトラブルが発生しています。

広報5月号でもご案内したように、電力小売全面自由化では、新たに太陽光パネルや電気温水器、スマートメーターといった新たな機器を購入する必要はありません。

悪質業者が使う5つの“ウソ”

- ①「**停電が起こるので、早急に契約しましょう!**」小売契約先によって、電気そのものの品質は変わりません。系統全体で需給バランスは維持されるため、今までと変わりません。
- ②「**新たに電線を引く必要があるので、工事が必要です!**」既存の送電線・配電線を経由して電気が送られるため、新しく電線が引かれることにはなりません。
- ③「**スマートメーターの購入が必要です!**」電力小売全面自由化に伴って、新たな機器の購入などを求められることはありません。
- ④「**クーリング・オフはできません。**」訪問販売・電話勧誘販売で新料金の申込をした場合、法定書面を受け取った日から起算して8日以内であればクーリング・オフができます。
- ⑤「**小さい電力会社は供給不安定です。**」小売契約先によって、電気そのものの性質は変わりません。ご家庭の使用量に照らした料金比較をし、契約を検討しましょう。

【電力小売全面自由化 契約のチェックポイント】

契約する小売電気事業者を確認しましたか?

事業者の確認は「経済産業省 小売電気事業者一覧」で検索するか、もしくは電力自由化専用ダイヤル(0570-028-555)へお問合せください。

ご家庭の使用量に照らした料金比較になっているか確認しましたか?

契約期間や途中解約、割引の条件について事業者からよく話を聞き、詳しく確認しましたか?

あわてて契約する必要はありません! まずはしっかりチェックしましょう!

- 使用電気量が少ない場合、新規契約するより「今のままにしておく」方が経済的な場合もあります。
- 新規契約後、「解約する」と手数料を請求されることもあるため、契約前に確認し、契約先は慎重に見極めましょう。

● **相談連絡先** 電力自由化専用ナビダイヤル ☎(0570)028-555
消費者ホットライン ☎188(いやや!) または、☎(0570)064-370
警察安全相談室 ☎#9110 または、☎272-9110
県民生活相談センター ☎277-1003
役場環境経済課 消費生活相談窓口 ☎388-1301

(専門相談員による相談も行っています。<19ページ参照>)